

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 社会福祉課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長社福第95号
委 託 業 務 名 称	生活保護システム改修業務委託 (令和6年度「就労自立給付金のインセンティブ強化」「被保護世帯の高卒就職者の新生活立上げ費用の支給」に関するシステムの改修)
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡東町632番地
業 務 の 概 要	生活保護法・制度改正による就労自立給付金の算定方法の変更、進学準備給付金の支給対象者の拡大に対応するため、現行の生活保護システムの改修を委託実施するもの
履 行 期 間	令和6年7月11日 から 令和6年10月31日
契 約 年 月 日	令和6年7月11日
契 約 額 (税 込)	1, 733, 600円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 秋田県秋田市南通築地15番32号 [商 号 又 は 名 称] 北日本コンピューターサービス株式会社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	平成25年度に更新した生活保護システムの内容、状況等を把握・精通している導入業者であり、生活保護システムが正常稼働し、事務処理が円滑に遂行できるため
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 (1) 賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。